

議 事 日 程 (第3号)

令和6年12月13日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第60号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第61号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第62号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第64号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第65号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第66号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第67号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第68号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について

出席議員（12名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	欠員
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	吉開英
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	欠席
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課長	吉川聡士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課長	中牟田健
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	学校教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	ふるさと応援課長	船井弘喜
まちづくり課長	櫻木美奈子	税務課長	安河内高利
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課課長補佐	石津伸篤
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営副委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。10番、猪谷繁幸。

○議会運営副委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加提出された議案は、工事請負契約の変更1件でございます。委員会付託は総務建設産業委員会です。当初本会議で付託された議案を採決後、追加された議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

日程第1. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億8,429万7,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認にすることに決定しました。

日程第2. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億9,596万6,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第3. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

条例改定の内容は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として政令及び省令が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術者の資格要件の見直しが行われ、これに伴い、本条例において政令及び省令と同様の資格要件を設けるため、所要の改正を行うものです。

布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件の改正内容は、「学歴における学科、課程の追加及び見直し」、「1級土木施工管理技術検定合格者、技術士法試験合格者の追加」、「資格要件の区分ごとに必要とされる技術上の実務経験の見直し」となっております。

以上の改正により、技術職員が減少傾向にある水道事業者が技術者を確保しやすくするための資格要件の緩和となります。

質疑として、監督者・管理者の資格は須恵町の水道事業職員の資格か、それとも民間で工事を受注したところの資格かという質問に対して、答弁として、職員の資格基準ですとのことでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第63号財産の取得についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案63号財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

提案理由は、税公金収納事務の効率化及びデジタル化を目的として、庁舎に税公金セルフ収納機を導入するものです。

1、取得する財産、税公金セルフ収納機。

2、取得の方法、指名競争入札。

3、取得価格、1,075万8,000円。

4、契約の相手方、福岡県糟屋郡新宮町新宮東2-15-6、株式会社自動サービス代表取締役 役田中信治。

入札の内容は、指名業者3社で、落札率は97.8%です。

12月2日に仮契約を締結、今議会において議決後に本契約となります。税公金セルフ収納機は令和7年4月からの運用開始予定です。

質疑として、設置場所について、答弁として、設置場所は西日本シティ銀行派出窓口のあるところに向かって壁側に設置を予定していますとのことです。

それから、質疑として、セルフ収納機の操作について、答弁として、収納機の操作が分からない場合は、会計課の職員が当初お手伝いします。西日本シティ銀行が3か月後撤去された後は、後ろの壁を撤去して、応対に支障のないような体制を取りたいと思っているということです。

質疑として、税公金セルフ収納機の機能についての質疑についてで、セルフ収納機は、納付書を機械に入れると読み取り金額が提示されますので、お金を投入すると機械が領収印を押して戻ってきます。また、収納データをデジタル変換し、基幹システムの収納消し込みを従来より早くでき、効率化が図られるとのことです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,058万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

第4条、繰越明許費、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4表繰越明許費によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、主なものです。6ページ、第3表債務負担行為補正、私鉄バス運行経費助成金の詳細について問うもの。答弁として、計上の金額は先方からの要求額ではなく、交渉するための予算というものでした。

事項別明細書、歳出2款1項、基金管理事務について、不動産売払収入の詳細を問うもの。答弁として、住所、植木1297番地23、原野232平方メートル、売払先はトキワスチール株式会社というものでした。

同じく2款1項、校区コミュニティ推進事業について、倉庫移設の場所を問うもの。答弁として、コミュニティーセンターのグラウンドの中に解体しようとしている倉庫があるが、そこに持っていく計画というものでした。

2款3項、個人番号カード交付事務について、12月2日から紙の保険証が廃止されたが、マイナ保険証のひも付けは行政で確認できるか問うもの。答弁として、確認は個人でマイナポータルサイトを利用して行っていただく。スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で確認のサポートができるというものでした。

関連で、紛失したときの再発行の期間を問うもの。答弁として、約1か月かかる。ひも付けした情報は残るので、登録のし直しは発生しないというものでした。

4款2項、リサイクル推進事業について、第三小学校のリサイクルBOX改修工事の詳細を問

うもの。答弁として、校舎の増築工事に伴い、基礎からやり直して設置するというものでした。

9款1項、災害対策事業について、石川県輪島市に派遣しているトイレレーラーの被害状況を問うもの。答弁として、9月21日の能登半島豪雨により、1メートルくらいの浸水被害があった。現地では避難が続いていて利用中の状況であり、返還時期は未定。返還の際も、そのまま持ち帰るのは危険なので、一旦、販売元の方で点検修理を行った上で持って帰って来てもらう。修繕費については、激甚災害に指定されているので、国費で賄う予定というものでした。

10款2項、第三小学校維持管理事業について、多目的室改修工事の詳細を問うもの。答弁として、1クラス増に伴い特学教室が不足するので、3階の多目的教室を特学教室3室に改修するというものでした。

同じく10款2項、第二小学校給食事業について、工事の詳細を問うもの。答弁として、蒸気が発生する状況は変わらないので、防カビ対策として素材面から見直して天井を張り替えるというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第64号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第64号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第65号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生副委員長に報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生副委員長（男澤 一夫） 議案第65号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8,374万3,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6 ページ、歳入です。

4 款 1 項 県補助金 6 0 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、令和 5 年度の普通交付金の精算による追加交付及び令和 5 年度特定健診等負担金分の精算による特別交付金の追加交付です。

5 款 1 項 他会計繰入金 6 7 0 万 5, 0 0 0 円の減額補正は、人事院勧告の実施に伴う人件費の増額による給与費等繰入金の増額及び収支調整によるその他一般会計繰入金の減額です。

6 款 1 項 繰越金 2 6 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出です。

1 款 1 項 総務管理費 6 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、職員の人事異動と人事院勧告の実施によるものです。

5 款 1 項 保健事業費 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、会計年度任用職員人件費の増額です。

7 款 1 項 償還金及び還付加算金 5 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、令和 3 年度分特別調整交付金の県からの過大交付の返還金です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 6 5 号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第 6 5 号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 5 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 6 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

文教厚生副委員長の報告を求めます。5 番、男澤一夫君。

○文教厚生副委員長（男澤 一夫） 議案第 6 6 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8, 6 4 3 万 8, 0 0 0 円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、歳入です。

3款1項他会計繰入金3万2,000円の増額補正は、歳出の事務費負担金の増額による一般会計からの事務費繰入金の増額です。

8ページ、歳出です。

1款1項総務管理費47万7,000円の減額補正は、主に予算積算時と対象職員が変わったことによる職員の人件費の減額です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金50万9,000円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合からの負担金の確定通知による増額です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第66号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、補正額1,262万1,000円を追加し、補正後の額を6億2,419万9,000円とするものです。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出についてです。第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及

び浄水費 1,008万6,000円を増額補正です。

委託料 495万円の増額は、佐谷浄水場中央監視システム更新業務委託に非常用電源対応業務を追加したことによるものです。

動力費 235万円の増額は国の補助事業終了に伴う電気代の高騰によるもの、その他 258万1,000円の増額は人事院勧告によるものです。

第2目配水及び給水費 217万円の増額は、職員人件費は人事院勧告によるもの及び動力費の増額は電気代高騰によるものです。

第4目総係費 36万5,000円の増額は、人事院勧告によるものです。

質疑として、非常用電源対応業務追加で、停電時に浄水場をどのくらい維持できるかとの質疑に対して、非常用電源との接続端子をつける業務です。簡易式発電機に燃料を補給すれば、主要なシステム及び塩素注入に関しては常時使用できるとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第67号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第68号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案68号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、補正額 57万8,000円を減額し、補正後の額を7億3,000万8,000円とするものです。

次に2ページ、3ページをお願いいたします。

第1款下水道事業費、第1項営業費用、第1目管渠費、職員の人件費、計94万6,000円を減額、職員の異動によるものです。これは、人事院勧告の増額分も含んでいます。

第4目総係費36万8,000円の増額補正は、人事院勧告によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第69号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の変更について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。

請負金、変更前4億4,077万円を594万円増額し、変更後4億4,671万円。

契約保証の方法、契約保証金、変更前4,407万7,000円を59万4,000円増額し、4,467万1,000円とするものでございます。

理由といたしまして、近隣住民対策の追加工事などが必要となったことなどによるものでございます。

その他契約内容に変更はございません。

令和6年12月10日に仮契約を締結し、本議会の議決をいただければ、議決日をもって契約の効力が生じる本契約となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時58分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第11. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第69号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

下記、工事請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1項の規定により本議会の議決を求めるものです。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。

変更後請負金4億4,671万円。

契約保証の方法、変更後契約保証金4,467万1,000円とするものです。

その他、契約方法、請負者の条件は変更ありません。

今回の契約変更については、近隣住民対策のため、グラウンド周辺のフェンスを現在の2メートルから4メートルに変更するものです。防災教育室、避難所となる場所の床材をクッション性のあるものに変更することによる増額の変更契約です。

質疑として、広場の管理はルールを策定するのか。答弁として、地元行政区が策定すると想定しております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より須恵町の農業政策について、総務建設産業委員会及び文教厚生委員会の合同による調査でハラスメント防止対策について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時20分より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和6年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時04分閉会
